



1. 所得拡大税制について

以前、第98号でご紹介をさせていただいた所得拡大税制について、この度、より適用しやすくするための改正がございましたので、改めてご紹介をさせていただきます。

改正前は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度で、(1) 適用年度の給与等支給額が**基準年度より5%以上増加**していること、(2) 適用年度の給与等支給額が**前事業年度以上**であること、(3) 適用年度の**平均給与等支給額が前事業年度以上**であること、の3要件を満たすことで一定の税額控除を受けることができる制度でした。

平成26年度の改正で、この適用期間が2年延長され、「平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度」となりました。また、適用要件が一部緩和されましたので、その内容をご紹介します。

○緩和内容○

① 給与等支給額の増加割合について

適用年度の給与等支給額の増加割合が下表のように変更されました。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
改正前	5%	5%	5%	—	—
改正後	2%	2%	3%	5%	5%

② 平均給与等支給額の比較方法について

改正前は比較対象が従業者（役員、使用人兼務役員及びそれらの親族、日雇い労働者を除く）の給与の平均額となっておりましたが、改正後は継続雇用者（注意点③）の給与の平均を使い比較することとなりました。

(例)

	給与等支給額 全従業者	給与等支給額 継続雇用者	全従業者数	継続 雇用者数	平均給与 全従業者	平均給与 継続雇用者
平成24年度 (基準年度)	100,000 千円	80,500 千円	40 人	35 人	2,500 千円	2,300 千円
平成25年度 (適用年度)	105,600 千円	89,300 千円	44 人	38 人	2,400 千円	2,350 千円

上記の例では、改正前の場合、平成25年度の給与等支給額が平成24年度を上回っていますが、全従業者の平均給与は上回っていないため適用がありません。

しかし、改正後の場合、平成25年度の給与等支給額と継続雇用者の平均給与のいずれも平成24年度を上回っているため適用があることとなります。

○注意点○

- ① この改正は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されるため、平成25年4月1日から平成26年3月31日の事業年度の場合は、改正前の要件で判定を行うこととなります。ただし、改正前の要件は満たさず改正後の要件を満たす場合は、平成26年3月期では適用できませんが、平成27年3月期の決算で上乗せして税額控除できることとなります。
- ② 所得拡大税制は雇用促進税制との選択適用となりますので、どちらか一方の適用となります。従って、平成26年3月期決算において雇用促進税制を適用された場合には、上記注意点①の適用はできません。
- ③ 継続雇用者とは、適用年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた従業者のことを言い、高齢者等の継続雇用制度の対象者は除かれます。従って、上記の例の場合、平成25年度に新規採用した方や、平成24年に退職された方に支払った給与等は除かれます。
- ④ 継続雇用者の給与で比較するのは、平均給与等支給額のみであり、給与等支給額を比較する際には以前と変わりなく全従業者の給与が対象となります。

2. 電子納税について

電子納税とは、税務署や都道府県、市町村に税金を納付していただく際に金融機関まで行っていただく必要がなく、一定の届出を行うことで届け出た口座から引き落とされるというものです。

なお、注意点は、①国税と地方税で届出や振替の手続きが異なること、②すべての銀行、信用金庫等が対応しているわけではないこと、③地方税については、現在電子納税に対応している地方公共団体が非常に少ないことの3点が挙げられますのでご注意ください。

